（第２号様式）

防府市高齢者等見守り活動事業協定書

防府市（以下「甲」という。）と　　　　　　（以下「乙」という。）とは、防府市高齢者等見守り活動事業の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　日常業務の中で高齢者等と接することの多い民間事業者等と連携することにより、高齢者等の異変を早期に発見し、必要な支援を行うなど、高齢者等を見守る体制を確保し高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるように支援することを目的とする。

（事業の内容）

第２条　乙は、日常の業務の中で無理のない範囲において高齢者等の見守りを行い、異変に気づいたときは、速やかに市へその状況を連絡するものとする。ただし、緊急性が高いと判断したときは、警察署又は消防署に通報を行うものとする。

（守秘義務）

第３条　乙は、当該事業の活動により知り得た情報を、他に漏らし、又は当該事業活動の目的以外に利用してはならない。協力事業者でなくなった後も同様とする。

（有効期間）

第４条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、有効期間満了の日の１月前までに甲及び乙のいずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して、１年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

 以上の協定締結の証として、この協定書２通を作成し、甲乙双方による記名、押印の上、各自１通を保有する。

 　　　　　年　　月　　日

甲 防府市

防府市長

乙（事業者）

（代表者役職・氏名）